

豊中市一人一台タブレットについて



市民・保護者の皆さまへ

日頃は本市学校教育にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、昨今の急速な情報化及び多様化の進む現代社会において、子どもたちが情報通信技術（ICT）を積極的に活用して主体的に考え、他者と新たな課題の解決などに取り組むために必要な情報活用能力の育成をめざして、本市立小中学生に一人一台のタブレットを配付することといたしました。タブレットには、授業支援ソフトや学習ドリルソフトを配備し、普段の授業や家庭学習で活用し、子どもたち一人ひとりの学習の状況に合わせたきめ細やかな学びの実践につなげます。また、通信機能につきましては、家庭のインターネット環境に左右されない、携帯電話の回線を通じて接続するLTEモデルを採用しております。なお、配付するタブレットは貸与とし、卒業時や転退学時には、本市に返却するものとします。保護者の皆様におかれましては、各学校から配付される『タブレット活用のルール』をご覧いただき、ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和5年（2023年）4月 豊中市教育委員会

1. 「一人一台タブレット」導入の目的

- ◎豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として、未来社会の形成に参画するための資質・能力の育成
 - ◎新学習指導要領の改訂にともない、「学習の基盤となる資質・能力」のひとつである情報活用能力の育成
 - ◎多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現・これまでの実践とICTとのベストミックス
- 当初、「GIGAスクール構想」として、各校ネットワークの整備と一人一台端末整備を、令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）（4か年計画）を目途に進める予定でしたが、災害時や感染症の発生などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するために、児童生徒の端末整備が前倒しになりました。

【豊中市の6つの基本項目】

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現
- (2) 新しい時代に対応した情報教育
- (3) 個々に応じたきめ細やかな教育
- (4) 学校と家庭学習の効果的な連携
- (5) 災害等の非常時における学びの継続
- (6) 個々の配慮が必要な児童生徒への支援



2. 導入タブレットについて

【児童生徒用タブレット:iPad(LTEモデル)】

○仕様

- ・小1～小3: タブレット端末及びタブレットケース
- ・小4～中3: タブレット端末及びキーボード一体型ケース

○通信規格 LTE(家庭や校外学習等でも使用可能)

○タブレットに搭載する主なソフト・アプリ

- ・授業支援ソフト
- ・学習ドリルソフト
- ・オンライン会議サービスアプリ
- ・フィルタリングソフト

3. タブレットの主な機能

○情報収集や保存の機能

- ・QRコードの読み取りができる
- ・Webサイトやデジタルコンテンツへアクセスできる
- ・写真や動画の撮影と保存ができる

○発表や表現活動を迅速にわかりやすくする機能

- ・調べたことをスライドショーにまとめて、個人やグループで発表できる
- ・グループで共有し、考えの相違に気づくことができる

【運用方法】

⇒小学校入学時(転入時)に貸与

小1～3年…キーボードなしのカバーを付けて使用

小4～6年…キーボードありのカバーに付け替えて使用

⇒小学校卒業時(転退学時)に返却

⇒中学校入学時(転入時)に貸与

中1～3年…キーボードありのカバーを付けて使用

⇒中学校卒業時(転退学時)に返却



キーボードなしのカバー



キーボードありのカバー

4. 家庭学習との連携

○毎日の学習に利用できる豊富な問題(小中学校 国語・社会・算数・数学・理科・英語)を搭載

・教科書に準拠(中学校 国語・英語は領域別問題)

・自動採点機能があり、個々の進度に合わせて学習できる

・各教科でアニメーション解説動画があり、楽しく単元の理解を深められる

○今後、感染症や災害等による臨時休校時の学習保障

・各種ソフトを活用して、課題送付、連絡事項の確認、データによる課題提出等が可能

・オンライン会議サービスアプリによって、遠隔授業(配信・双方向通信)の実施が可能



5. タブレット利用環境の安心・安全への考慮

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。学習に役立つための道具ですが、使い方によっては心配されることもたくさんあります。ご家庭におかれましては、各学校から配付される『タブレット活用のルール』を守って、家庭学習での活用をお願いいたします。

＜ 主な活用のルール ＞

・タブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学校での活動と家庭学習以外では、使用しません。

・有害とされているサイトや動画等は、閲覧できません。また、一部の動画

閲覧サイト・SNSサイト等へのアクセスは制限しています。

・USBの利用、アプリのダウンロードやインストールはできません。

・校内で保管する時は、各教室の充電保管庫にケースごと収納します。

・各学校において情報モラル教育を進めます。

○サポート窓口について

・操作方法 ・ネットワーク接続

・故障時 ・家庭での使用時

などについて、サポートを行う窓口を
設置します。(Web、電話等)

6. 保護者の方へのお願い事項

・学校から配付されるタブレットは貸与ですので大切に扱っていただけるようお願いいたします。各学校で配付される「豊中市立小・中学校におけるタブレットの取扱いに関する同意確認書」のご提出をお願いします。

・各学校から配付される『タブレット活用のルール』をお子様といっしょにお読みいただき、安心・安全・快適に使用できるように、ご協力をお願いいたします。

・転退学時、卒業時には、本体・カバーと共に、アダプタ・ケーブル等の付属品も、学校に返却していただきます。

・故障・破損・紛失してしまったら、すみやかに学校へ連絡してください。故意に故障・破損・紛失した場合、弁償をしていただくことがあります。また故意に、設定変更をするなどしてタブレットに不具合が生じた場合は、もとに戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。